

字用
禁止

昭和43年6月29日

1

西独政府メモランタムの要点

—1967年度経済援助に関しDACへ提出—

JIKIA
911
36
KA
LIBRARY

海外技業協力事業団総務部

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 4. 10	911
登録No.	03098	36
		KA

目 次

序 言	1
1. 援助の規模・借款の条件	3
2. 経済協力に対する基本的態度	8
3. 援助の効率化	11
4. 民間企業の役割	13
5. 技術協力	15

JICA LIBRARY



1036735(7)

はじめに

西独はいろいろな点で日本と似通っている。

敗戦と廢墟から立上り、産業施設を一新して驚異的な経済発展を遂げ、民主主義による繁榮の手本を世界に示した。然しこの繁榮の基調には個人の創意と責任、企業間競争と生産性、そして資源の有効活用を要求する厳しさが流れている。

覚書によると西独では後進国援助に対する国民の理解は深まりつつあるが、それでも中東紛争のような事件が起きると援助に対する国会や与論の批判が強くなるといわれる。だから政府としても単年度予算の中に長期に亘る開発資金計画を組入れる等、経済協力に特別の努力を試みつつも他方ではこれが有効使用に意を用いざるを得ない。

それには第一次大戦によって植民地の総々を失い、殆んどこれらの植民地から独立した新興諸国とは何等の因縁も特惠関係も持たず中立の立場から卒直に発言行動しうる西独独自の立場も、あづかっただけ力があるのではあるまいか。旧植民地国は過去の行きがかりからどうしても、関係のある新興国に

寛大な援助を優先的に集中せざるを得ない立場にある。

勿論西独の覚書は昨年の援助の特長に重点をおいて記述されており、援助の全ぼうを詳説したものではないが、日本としても参考となる点があるやに思われるのでその要点のみを紹介した。

1. 援助の規模、借款の条件

(i) 経済援助の規模

まず昨年の援助総額の規模を見てみよう。

	(百万円単位)	
	1966年	1967年
政府ベース援助	490	549
民間ベース援助	248	594
計	738	1,143
対国民所得比	0.81%	1.26%

即ち、昨年の援助総額は1億4,300万円で初めて1億台を突破して前年比4億円の激増を示し、従来0.85%台を往復していた国民所得との比率も1.26% (GNPとの比は0.95) と急上昇し、DAC勧告の目標を突破した。

逆説的になるが、実は激増の根本原因は一昨年から昨年上半期にかけての面談経済の不振にある。即ち国民所得は停滞し国内需要が減ったため異常な迄に輸出ドライブがかかり、一昨年9,900万円ですぎなかった民間輸出信用供与が3億5,200万円で急激膨張し、

民間投資もまた 92 百万弗の純増となったためである。然し政府ベースの援助も決して減った訳ではない。即ち技術援助を中心とする二国間無償贈与は一昨年の 1 億 1,300 万弗から 1 億 3,500 万弗と 20% を増し、又、多数国間援助においても EEC 開発基金への払込み、共同市場の準加盟国であるトルコへの借款、その他世銀関係、アジア開発銀行への払込み等純計において 3,300 万弗の増加となり、政府ベースの援助は経済不況に拘らず前年比約 6,000 万即ち 12% の増加を示していることを忘れてはならない。そこで問題は今後の見通しであるが DAC の見るところでは民間資金は輸出金融にせよ、投資にせよ、経済状況次第で不規則に動く性格をもっているから経済も回復基調を辿りつつある現在、昨年のような異常な事態が継続する保証はなく、むしろ民間資金の流れは正常なパターンへ戻ると見るのが常識であろう。

然るに一方政府ベースの援助は、閣議決定により国民所得の伸び(6%)を上回る 11.4% 増を見込んだ開発援助資金 5 カ年計画を、昨年より経済協力省予算

に組み入れる等援助の拡大強化に組織的努力を続けているので、国民所得との対比において着実にその比率を増すものと予想され、結局政府、民間両ベースの総援助額の比率は昨年のような高率には及ばないとしても従来示した0.85%台を上回るものと判断される。

(4) 借款の条件

覚書によると初期時代の借款は、プロジェクトのタイプによって硬軟が定められたが、その後は受入国における債務累積に鑑み若しく緩和され、利率においては既に一昨年DAC勧告の目標を達成し、又返済期間については昨年初めて同目標を達成したので、これら二つの条件については近い将来現在の政策を変更する意思のないことを明らかにした。ただし据置期間の動向については予測困難なるも、一部の受入国に対してはDAC参加国が1964年に達成した平均期間より短くするのが妥当ではないかと判断するものを併せて明らかにした。

以上が独逸側覚書の要点であるが、これに対する

DAC 審査員の批評は必ずしも劣ばしくない。

即ち面独の政府ベース二国間借款は、予算から支出される開発借款と復興金融会社の自己資金の二本立であるが、覚書にいうDAC勧告目標の達成とは予算から支出される開発借款だけについての計算であり、その限りでは覚書のいうところは正しい。然るに同じく政府ベース借款として計上されている復金借款の平均金利は6.3%、据置2.8年を含めて返済期間11.1年となっており、しかも昨年の政府ベース借款総額に占めるその割合は38%と増加した事実を計算に入れると面独借款の平均条件は金利4.3%、返済期間19.3年、据置期間5.1年となり、1966年のDAC諸国の平均には遥かに及ばない。無償贈与とソフトローンの政府ベース借款中に占める割合についても同様のことがいえるとして批評は手きびしい。

なお、DACにおいては開発途上国の資力悪化と第二回国連貿易開発会議の結論とに鑑み、借款条件の全面改善が検討中であるが、一方、英、米、加、デンマーク、スウェーデンでは現在のDAC平均より一段と寛

大な条件を供与することに踏み切っている事実を併せて指摘し、西独に対し暗に一段の努力を要請している。

え 経済協力に対する基本的態度

西独政府は1966年末の施政方針に明確にしたように、経済協力は平和維持に貢献するものと確信しており、緊急を要する政治的課題としてこれを重視するものである。植民地を持たなかった西独は新興諸国に対し恩怨共になく、公平な立場からその自律的發展を援助し、協力に際し何等政治的紐をつける意思はない。然し大切なことは受入国の自助努力が伴わない限り、外部からの援助だけではどうにもならぬということである。

援助受入国が社会的、経済的の改革を実行する熱意に燃え、且つその内外政策を平和に志向してこそ、援助は初めて効を奏する。DAC諸国がこの点をどう考えるかにつき西独は関心をもつものである。

西独政府は援助受入国の姿勢をもって援助配分の尺度とすべきだと思えるものであり、社会的行政的の改革を漸進的に実現しようとする国こそが、西独の援助を最も有効に活用しうる国だと思える。

例えば開発計画では現地資金の総出につき、又技術援助ではプロジェクトごとに応分の負担を真剣に考慮し、

援助供与国へいつまでも依存することなく、要員の訓練
出来次第これを引取る努力があつてこそ援助は生きるの
である。

西独はまた従来どおり二国間方式をもつて援助の根幹
とする方針である。従つて多数国間方式の援助も例外と
認められるものは二国間援助を予想して立てられた長期
開発資金から賄われることになる。

また、技術援助においては一部の資金を教会その他非
政府機関と協調して使用する。従来経験によると、こ
れらの機関は、教育、医療等の活動分野に長い経験をも
ち、現地の実状に即した有効な援助を提供することがで
きる。

以上が西独政府が基本的姿勢として覚書に述べている
要旨であるが、右に対しDAC審査官は、(イ)援助の成
功に必要なとされる受入国の政策及び努力とは具体的に
どのようなことを指すのか、(ロ)成長度の高いと認める
地域はどこか、(ハ)援助受入に必要な条件を満し得ない
国をどうするか、(ニ)受入国分類のクライテリア如何、
といった諸点に回答を求めている。

(なお、参考までに西独海外援助の地域別分布を見ると
援助を受けている国は97カ国あるが、緩和総額の78
%は25カ国に集中している)

援助

3. 援助の効率化

援助額の大小は援助努力の大小を示す一つの指標にはなるが、それはそのまま援助の成功率を示すものではない。従って政府は1967年の援助政策を立案するに当たって援助額と共にその効果を問題としつつ予算を組んだ。援助が相手国に資らす利益と成長率が援助手段の効果と成功度を測定する尺度となる。そういった立場から政府は従来種々の評価方式を試みた結果、新たな分析方法として *Cost-benefit analysis* を取入れ1966年末から3,000件のプロジェクト審査に取掛り、その結果に照して計画準備中の案件のうち若干につき中止又は取替えを行なった。

例えば現在実施中のプロジェクトは受入体制が整い次第相手国に引渡される予定になっているが、協定の延長がたび重なるものについては打切ったものもある。その顕著な事例には大型病院がある。これら病院は財政難と人員不足で相手方による有効な運営は望み薄く、他面国民の健康にも余り役立っていない。従って将来病院を建設してやる場合には、もっと小型のもので且つ弾力的

運営可能なものがよいということになる。

訓練センターにしても協定が終了し西独の技術者が引上げると能率が落ちてどうにもならぬ場合が多い。これに対処し、政府は特に留学生を訓練して施設運営の責任を負わせることにした。

以上述べたスクリーニングとかコスト分析の狙いとするところは、限りある資力をもって西独が最も有効に実施しうるプロジェクトの型を発見することであって、その結果これを手がかりとして相手国との協議の下に有効適切な援助対象を選定することになる。

効率化の問題は更にこれを国際的規模にまで広げると効用はもっと大きくなる。こんな見地から政府はDAC諸国とも協調し、この問題で何か共通の政策は打出せないものかと考え、目下米、英、仏、蘭の諸国とそれぞれ個別に関係及び事務レベルの打合せを行なっているが、ゆくゆくは援助供与国なら政体を異にする国々と話合いをしてよいと考えている。

4. 民間企業の役割

開発途上国の社会、経済情勢の改善は、政府援助だけで達成しうるものでなく、これと併行して先進国と受入国双方の個人企業の創意を動員することが不可欠である。

特に重要なのは民間投資である。民間投資促進のため政府は種々の奨励策を講じているが、これら奨励策にもまして重要なのは受入国の所謂投資環境が整うことである。民間投資の額は1966年160百万円、1967年247百万円に上ったが、地域別では南米のブラジル、メキシコ、アルゼンティン、欧州では共同市場の準加盟国であるスペイン、トルコ、更にアフリカではリビアが最も多くの西独の民間資本を吸引した。これらの地域では経済成長にある程度の成功を納め市場も拡大しつつある。

民間投資促進の手段としては、(イ)税法上の優遇措置強化、(ロ)政治的危険に対する保証(現在513件238百万円に達し、中南米向投資が80%を占めている)、(ハ)36カ国との投資保証協定、9カ国との二重課税防止協定、(ニ)経済協力会社(資本金28百万円)による

合併企業奨励の措置を講じている。同会社を通じ進出した企業には機械、電気工業、自動車、精密機械、繊維産業が多い。

3. 技術協力

昨年の技術協力費は、1966年の106百万円から126百万円（邦貨450億円）に増加した。技術協力費は経済協力の他部門に比し増加率が高く、1962年に比べると、2.5倍となり現在政府ベース援助の26%を占める。昨年度増加額2,000万円の内訳は南ヴェトナム等への医薬品800万円、復興金融会社によるプロジェクト調査費300万円、協力隊200万円、その他文化、教育費が多い。

個人投資が欧州、南米へ向かうのに対比し、技術協力による主たる受益地域はアフリカ、アジアである。主要受益国はアフガニスタン、ヨルダン、セネガル、トーゴ、チュニジア、トルコ、インド、タイとなっている。

政策の方向としては農林業の振興を重視し、又全体計画の中では訓練センターとか、モデル施設よりも調査用、コンサルタント等の協力を必要とする開発計画のシェアが増大している。

技術協力の各分野に関する詳細は過去数年に関する覚書に記述されているので、今回は昨年度に行なった目新しい仕事を列記するに止めたい。それは次の如きものである。

- (イ) プロジェクト監査の手始めとして、昨年初めて南米（コロンビア、ペルー、チリ）にある職業訓練学校査察の結果、これら教育施設は相手国教育制度への融合度を一段と強むべきだとの結論に達した。
- (ロ) 相手国に実施中のセンターその他のプロジェクトの移管促進のため、国費留学生中適任者を選び帰国の上でこれが管理運営を義務づけた。
- (ハ) 普通教育機関及び大学の技術教育部門に対する援助と協力を一段と強化した。
- (ニ) 不況による協力隊志願者の急減に対処し、隊員に社会保障、手当増額、兵役免除の恩恵を与える法案を国会に提出した。
- (ホ) 技術協力を科学的基礎にのせるため、国内調査機関に次の問題について研究報告方を依頼した。
- a. 後進国からの輸出促進
 - b. 後進国指導者に対する高級研修
 - c. 派遣専門家の選抜と研修
 - d. 農業援助と栄養
- (ヘ) 援助プログラムの立案と実施につき政府へ建言する

ため、研究機関が寄り集って地域別(アフリカ、ラ米、中近東、南アジア、東アジア)研究班を編成し、DACと緊密な連絡を保ちつつ、研究作業を進めることになった。

(1) プロジェクト審査についてはさきに触れたので省略。

なお、協力隊につき説明を補足すると、派遣人員は1966年650名、1967年460名、年末現在派遣中のもの1,050名、その地域別内訳は、アフリカ14カ国470名、アジア5カ国260名、ラ米6カ国320名となっている。

志願者数は一昨年の2,600名に対し、昨年は不況のため再就職を危ぶむ者多く1,800名に減少した。然し予算は一昨年の410万邦から610万邦へ急増した。

